

官報

号外
昭和五十四年四月二十六日

○第八十七回国衆議院會議録 第二十一号

昭和五十四年四月二十六日(木曜日)

議事日程 第十九号

昭和五十四年四月二十六日

午後三時開議

第一 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 北西太平洋における千九百七十九年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件

第三 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 林業等振興資金融通暫定措置法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 北西太平洋における千九百七十九年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件

日程第三 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 林業等振興資金融通暫定措置法案(内閣提出)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後三時二十四分開議

○議長(灘尾弘吉君) これより會議を開きます。

日程第一 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(灘尾弘吉君) 日程第一、アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長加藤六月君。

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔加藤六月君登壇〕

○加藤六月君 たいま議題となりましたアフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

アフリカ開発基金及び米州開発銀行は、それぞれアフリカ及びラテンアメリカの開発途上国の開発の促進を目的とする地域開発金融機関であります。今般、両機関は、円滑にその事業活動を継続するため、増資を行うこととなりました。

これに伴い、わが国といたしましては、現行の合衆国ドルで、アフリカ開発基金に対しては総額約一億四千八百万ドルの、また、米州開発銀行に対しては総額約一億四千二百百万ドルの追加出資を、それぞれ行うこととしておりま

す。本法律案の内容は、最近における国際開発金融機関の増資が頻繁に行われることを考慮し、わが国のこれら開発金融機関に対する積極的協力姿勢を明らかにするため、政府は、今後両機関に対し、従来の出資額のほか、予算で定める金額の範囲内において出資することができるとするものであります。

なお、昭和五十四年度一般会計予算算総則におきまして、アフリカ開発基金への追加出資の限度額三百七十七億四千九百五十一万円、米州開発銀行への追加出資の限度額二百七十七億五千三百二十五万三千円と規定されております。

本案につきましては、審査の結果、去る十一日質疑を終了し、昨二十五日採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(灘尾弘吉君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(灘尾弘吉君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 北西太平洋における千九百七十九年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件

○議長(灘尾弘吉君) 日程第二、北西太平洋における千九百七十九年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長塩谷一夫

昭和五十四年四月二十六日 衆議院會議録第二十一号

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

北西太平洋における千

五五五

昭和五十四年四月二十六日 衆議院會議録第二十一号

北西太平洋における千九百七十九年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

君。

北西太平洋における千九百七十九年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔堀谷一夫君登壇〕

○堀谷一夫君 たいま議題となりました北西太平洋における千九百七十九年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本議定書は、本年四月三日以来モスクワにおいて、日ソ両国政府間で北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件を定める議定書を締結するための交渉を行ってまいりました結果、合意に達し、四月二十一日にモスクワにおいて署名されたものであります。

その内容は、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の日本国のさけ・ますの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、議定書の規定に違反した場合の取り締まりの手続等を定めております。

本件は、四月二十四日外務委員会に付託され、昨二十五日園田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(渡尾弘吉君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(渡尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(渡尾弘吉君) 日程第三、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長橋口隆君。

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔橋口隆君登壇〕

○橋口隆君 たいま議題となりました特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

従来、一般家庭におけるガスによる災害の防止につきましては、ガス事業法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、各般の保安対策が講じられてまいりましたが、ガス消費機器の設置工事の欠陥に係る災害は、依然として後を絶たない状況であります。

本案は、このような状況にかんがみ、現行の保安規制を補完し、その充実を図ろうとするものでありまして、その主な内容は、

第一に、ガスバーナーつきふろがま、ガス瞬間湯沸かし器等のガス消費機器の設置工事を行う特定工事事業者は、ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者に実地に施工を監督させなければならないこと、

第二に、ガス消費機器設置工事監督者の資格

は、通商産業大臣またはその指定する者が行う特定工事に必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者、液化石油ガス設備士等に対し与えること

等でありまして。本案は、三月三十日参議院から送付され、同日当委員会に付託され、四月十一日江崎通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査を重ね、四月二十五日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(渡尾弘吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(渡尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(渡尾弘吉君) 日程第四、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員会理事関谷勝嗣君。

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔関谷勝嗣君登壇〕

○関谷勝嗣君 たいま議題となりました外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

経過及び結果を御報告申し上げます。本案は、最近における日本船の国際競争力の著しい低下に伴い、外航海運企業が日本船を建造する意欲を減少し、運航コストの低廉な外国用船へ依存する度合いを年々高めてつある実情にかんがみ、わが国外航海運企業による外航船舶の建造を促進するため、利子補給制度の復活、拡充を図り、もって国際競争力のある日本船の建造体制を改善、強化しようとするものであります。

その主な内容は、第一に、外航船舶の建造融資について、昭和五十四年度以降の三カ年度において新たに政府が金融機関と利子補給契約を結ぶことができることとするため、利子補給契約を結ぶことができる期限を昭和五十七年三月三十一日までとすること、

第二は、新たに締結する利子補給契約に係る利子補給率は、日本開発銀行の融資の利率と二・五五％との差の範囲内において、また、一般金融機関の融資については、市中の最優遇金利と三・六％との差の範囲内において、それぞれ定める率とすること、

第三に、個々の利子補給契約による利子補給金の総額を計算する場合の基礎となる日本開発銀行の融資の償還条件は、新しい利子補給契約の場合、定期船と定期船以外の船舶とを区別せず、一律に元本三年間据え置き、十年間半年賦均等償還とすること

であります。本案は、去る三月一日当委員会に付託され、同月十六日政府から提案理由の説明を聴取した後、同月二十日参考人より意見を聴取し、四月十日及び二十五日質疑を行い、昨二十五日採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、五派共同提案に係る、わが国海運企業の国際競争力の強化、日本人船員の雇用の拡大、日本船を中核とする商船隊の整備、国際海運秩序の維持に必要な諸施策及び中小造船業

の一部を改正する法律案に関し、総理並びに関係各大臣に対し、以下若干の質問を行います。

まず最初に、総理の防衛政策に対する基本姿勢について伺います。

総理は、昨年末の自民党総裁選に際し、福田前内閣の有事立法必要論は、軍事力の強弱や法律、技術論に偏っていると批判し、終始慎重論を唱えてこられました。こうした防衛問題に対するいわばハト派的姿勢が好感を持って迎えられ、それが総裁選勝利の一因にもなったというのが大方の見方でありました。また、今国会冒頭の施政方針演説においても、節度ある自衛力、あるいは、真の安全保障は防衛力だけで足れりとするものではないなど述べ、少なくともこの時点までは、防衛力を控え目にとらえ、むしろ安全保障政策の多元性、総合性が強調されていたと思っております。

ところが、去る三月十八日の防衛大学校卒業式の訓示においては、防衛力の充実整備を総合安全保障の根幹と位置づけ、さらに、専守防衛を目的とするわが国の防衛力は、他国に脅威を与えるものではないが、真に抑止力たり得るものでなければならぬとの見解を示されました。私は、総理が抑止力を強調される時、専守防衛と抑止力保持とは併存しがたい概念であると言った栗栖前統幕議長の言葉を思い起こさずにはおれないのであります。また、去る四月十九日、アメリカ人記者との会見では、極東ソ連軍の増強に対応するため、日本は軍事的偵察能力及び抑止力を強化しな

ければならないと述べられたのであります。が、一体、防衛政策に対する総理の基本姿勢はこの数カ月の間に変わったのか、変わらないのか。変わったとすればいかなる理由によるものか、この際、明確にお答えいただきたいのであります。(拍手)

ところで、総理、私はまずあなたに、次の演説の一節をお聞きいただきたいのであります。

「人類の先覚者としての誇り高き憲法の精神に立脚して、我が国は、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないことをその基本政策の一つとし、国際協調をその外交政策の前提としております。我が国がこのような世界史上例の少ない実験にのりだす途を選択した背景には、第二次世界大戦の体験を通じて日本国民の一人一人の心に深く根ざした「二度とこのような戦争があってはならない」という決意があります。この決意は、戦後三十余年を経た今日、日本国民の間に深く定着しており、将来にわたって我が国がこれに反するような行動をとることは断じてありません。」そしてまた、「相互不信が軍備の増強を招き、軍備の増強が不信の種をまくという悪循環を断ち切り、相互信頼が軍縮をうながし、軍縮が相互信頼を醸成するという関係に置きかえなければなりません。」というのであります。

これは、国連軍縮特別総会における園田外務大臣の演説の一節であります。まことに格調高く、かつまた正論と云うべきであります。

しかし、問題は、どこの国がまず軍縮への第一歩を踏み出すかであります。けだし、どこかの国が率先垂範しない限り、軍縮というきわめて困難な世界的大事業の実現はとうてい不可能だからであります。私は、それこそ、園田演説の言う、誇り高き憲法を持つわが国が、その光栄ある最初の国となる勇氣と決断を持つべきであると思っております。総理はいかがお考えでありましようか、御所見を伺いたしたいと思います。(拍手)

わが党は、かねてからこうした見地に立ち、まず、全面軍縮への足がかりとして、アジア・太平洋地域における非核武装地帯の設置を提唱し、その実現に向けて具体的努力を行ってまいりました。さきの園田演説でも、わが国がかかる非核武装地帯の設置を有益であると考えている旨述べられておりますが、政府としては、この非核武装地帯設置について具体的構想を持っておられるのかどうか、あわせてお答えいただきたいと思っております。

国連軍縮特別総会における園田演説は、わが国が日本国憲法の精神を踏まえ、軍拡を拒否し、軍縮に努力することを全世界に向かって公約したものと云わなければなりません。歴代自民党政府の防衛政策が、この公約と全く相反するものであったことはいまさら多言を要しないところであります。が、いまや、大平内閣もまた歴代自民党内閣と同じく、いやむしろそれに拍車をかけて軍備を増強し、軍事大国への道をひた走ろうとしているの

であります。

本法案で改編強化が企図されている潜水艦隊も、これまで増強の一途をたどってまいりました。すなわち、一次防における潜水艦はすべて基準排水量七百トン級であったのでありますが、二次防では千六百五十トン、三次防では千八百五十トンと次第に巨艦化し、現在建造中の艦に至っては実に二千二百トン級となっているのであります。そして、これを一個艦隊として一元的に運用しようというのが本法案の内容であります。こうして、潜水艦隊は、すでに専守防衛の域を越え、攻撃的外洋艦隊へと変身しつつあると言わなければなりません。そのことは、潜水艦の任務を沿岸警備に限定している西ドイツ海軍が、その保有する潜水艦の基準排水量を四百トン以下にとどめていることと対比してみても明らかであります。

また、防衛費は、本年度予算において既に二兆円の大台を超え、いまや、実に世界第八位という巨額に達しているであります。しかも、伝えられるところによりますと、防衛庁はパッシブシステムの更新などを内容とする中期業務見積もりを策定し、防衛費の対GNP比を、現在の〇・九％から五年後には一％に引き上げる方針であると言われております。しかし、御案内のとおり、わが国のGNPはきわめて大きく、ことしのGNP〇・一％でも二千億円を優に超える巨額となるのであります。もしこうした方針が事実立てられているとすれば、それは絶対に容認しがたいもの

であります。事実かどうか、防衛庁長官にお尋ねいたします。

なお、この際、政府は将来とも防衛費をGNPの1%以下にとどめるといふ方針を堅持されるのかどうか、その点もあわせてお伺いしたいのであります。

私は、ここで、昨年十一月、日米安全保障協議委員会において合意を見た「日米防衛協力のための指針」、いわゆるガイドラインの問題を指摘をしておきたいと思ひます。

このガイドラインのねらいは、アメリカのアジア軍事戦略の中に自衛隊を取り込み、米軍と自衛隊を一体化させ、その臨戦化、有事即応化を図るところにあるとあります。しかも、その目指すところは、対ソ戦と朝鮮半島有事を想定した日米共同作戦体制の確立であり、この意味で、ガイドラインは日米安保条約を実質的に改定するものと断ぜざるを得ないのであります。

たとえば、ガイドライン第三項では「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合」日米両政府は、情勢の変化に応じ随時協議する。」とされており、ここに言う日本の安全に重要な影響を与える事態とは、どんな事態を想定されているのか、また、情勢の変化に応じた随時協議とは、いかなるレベルで何を目的として行われるものなのか、全く不明であり、私は、この点こそ、日米安保条約の実質的改定の意味が隠されていると考えざるを得ないのであり

ます。ぜひ納得のいく御説明をお願いしたいと思います。(拍手)

最近の防衛庁による防衛力強化キャンペーンには無視し得ないものがあります。極東の軍事情勢変化を理由に「防衛計画の大綱」の修正を示唆した永野陸幕長発言、極東ソ連軍はわが国の潜在的脅威と断言した山下長官発言などがそれでありま

確かに、国後、択捉両島における軍事基地の建設、伝えられる空母ミンスクや戦艦爆撃機バックファイア配備の動きなど、極東におけるソ連の軍事動向には注目すべきものがありますが、その意図するところや及ぼす影響については、冷静な情勢分析と慎重な対処が要求されるのであり、ソ連の軍事動向が直ちにわが国に対し現実の脅威を与えるかのような短絡した対応に出るのは、きわめて危険であります。まして、最近の防衛庁のように、これに藉口し、ことさらに国民の危機意識をあおり立て、防衛力の強化を企てるがごときは、断じて許し得ないと言わなければなりません。(拍手)いま一番大事なことは、脅威を強調することではなく、脅威をなくす努力をすることであり

そこでお尋ねしますが、政府は、現時点における極東の軍事情勢をどのように認識されているのか、また、これとの関係で「防衛計画の大綱」の見直しを検討すべきであると考えておられるのかどうか、総理並びに防衛庁長官にお答えいただきたい

と思ひます。

最後に、総理は、来週いよいよ注目の日米首脳会談に臨まれるわけですが、この会談において、日米防衛協力問題を議題とするおつもりなのかどうか、もし議題にするとすれば、いかなる方針で臨まれるのか、この際、明らかにしていただいて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕
○内閣総理大臣(大平正芳君) 梅野さんにお答えします。

私の防衛問題に対する基本姿勢でございますが、従来と今日、全然変わっておりません。私は、防衛、安全保障の問題は、ひとり防衛力ばかりでなく、政治が秩序正しく行われること、経済が、活力ある運営が保障されておること、さらに精神的な外交努力があること、いろいろの力が総合的に働かまして日本の安全が保障されてきましたし、現に保障されておるし、今後もそういう緊張した姿勢を持続してまいる限り、日本の安全は保障されるものと確信をいたしております。そういう趣旨のことをあらゆる場合に申し上げておるにすぎないのでございまして、考え方が変わったというわけではございません。

第二に、国連における園田演説の評価でございます。

園田演説につきましては全面的に賛成でございます。ここに示された崇高な目標に向かひまして、わが国が努力を内外にわたってしなければならぬものと考えております。

らぬものと考えております。

第三に、今日の状況の中で「防衛計画の大綱」を変えるつもりがあるかということでございますが、そういうつもりはございません。

第四に、今度の訪米に当たりまして、日米の安全保障協力の問題について、これを話題にするつもりかどうかということでございます。

特に日米間の首脳の間でございますから、友好関係にございましてパートナーとして、過去におきましても日米安全保障条約の運営問題は話題になったことございます。今度も、この運営の問題につきまして、変わらない信頼を持って堅持していくという趣旨のことは確認し合いたいものと考えております。(拍手)

〔国務大臣園田直君登壇〕

○国務大臣(園田直君) 非核地帯の設置については、まず、その域内の国々が同意することが不可欠の要件でございます。したがひまして、関係域内の同意が生じやすいような環境づくりにそれぞれが努力しやすいよう、わが国は寄与してまいりたいと考えております。

軍縮については、平和憲法のもと、わが国は、御承知のごとく軍事大国たるの道を選ばずという選択をし、その決意を表明しておるわけでありませぬ。したがひまして、軍縮については、わが国はその先駆者たるの責任があると存じております。

その軍縮については、まず、軍縮分野の優先課題である核軍縮の推進に当たると存じてございませ

昭和五十四年四月二十六日 衆議院會議録第二十一号 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する長谷雄幸久君の質疑 防衛庁設置法及び自衛

五六〇

て、核軍縮については、それぞれ実現可能なものを一つずつ積み重ねていく所存でございます。(拍手)

〔国務大臣山下元利君登壇〕

○国務大臣(山下元利君) わが国の潜水艦部隊は、現在、二個潜水艦群が並列して存在し、作戦運用面においてこの群司令部相互間で調整を行って実施しているのが実情でございます。指揮運用の一元化が図られておりません。このため、昭和五十四年度において、潜水艦司令部、第一潜水艦群、第二潜水艦群、その他の直轄部隊から編成される潜水艦隊を新編し、指揮運用の一元化を図ることといたしたものでございます。西ドイツにおきましては、二十四隻の潜水艦が単一の司令部のもとに運用されておることは承知いたしておりますが、その潜水艦部隊の性格等についてはつまびらかではございません。いずれにいたしまして、わが国の潜水艦部隊は、水上艦艇部隊と同様、わが国の周辺海域において直接侵略等に対処することを任務としておりまして、御指摘のような、攻撃的外洋艦隊といった性格のものではないでございます。

なお、防衛関係費のGNPに対する一％という閣議決定につきましては、これを当面変えるつもりはございません。昭和五十五年度から五十九年度を対象とする中期業務見積り等の作成に当たりましては、ただいま申しました、当面、防衛関係費の対GNP比一％以下という政府の方針は、防

衛庁としても念頭に置いて策定作業を進めておるところではございます。

なお、「日米防衛協力のための指針」についてお

話がございまして、これは日米安保条約の実質的改定ではないかということでございますが、そのようには考えておりません。御指摘の、指針第三項においては、日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合に考えられる日本の便宜供与のあり方を、日米安保条約等の日米間の関係取り決め及び日本の関係法令の範囲内において一般的に研究しようとするものでありまして、何ら具体的な特定の事態を想定しているものではないでございます。

また、随時協議の点につきましては、極東における国際の平和及び安全の維持に関連する諸情勢は、安保条約により広く日米間で随時協議できることになっておりまして、この指針においては、極東における事態で特に日本の安全に重要な影響を与える場合には、情勢の変化に応じ随時協議すべきであるとの一般的考え方をあくまでも念のため表明したものでございます。

なお、私も、また自衛隊の陸上幕僚長も、わが国周辺における国際情勢についての客観的な事実を申し上げておりますが、先ほど総理大臣からも御答弁ございましたように、防衛庁としては、いま直ちに「防衛計画の大綱」を見直したり修正するようなことは考えておりません。

以上でございます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 長谷雄幸久君。

〔長谷雄幸久君登壇〕

○長谷雄幸久君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま趣旨説明のありました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

まず、大平総理大臣の持論である総合的安全保障構想について伺います。

総理は、かねてより、外交、防衛政策の柱として、総合的安全保障構想の必要性を強調されております。ところが、今日に至るも、その具体的な内容は何ら明らかにされておられません。

総理は、昨年八月、自民党主催の夏季研修会では、戦後三十年、わが国の周辺が波静かだったのは防衛力や安保条約だけの功績ではないと述べ、また本年一月の施政方針演説でも、真の安全保障は、防衛力だけで足れりとするものではないと述べ、いづれも、軍事力一辺倒という偏った政策の誤りを指摘する発言をされております。ところが、三月、防衛大学の卒業式では、総合安全保障の根幹をなすものは防衛力の充実整備であるとの訓示を行い、一転して軍事力中心の姿勢を国民の前に明らかにしたのであります。そこで、このような方向転換ともとれる発言の真意はどこにあるのか、お尋ねしたいのであります。この際、特に総理の言われる総合的安全保障

構想とはいかなる内容のものか、さらに、総合的安全保障構想の中で防衛力の位置づけを伺っていただきたいのであります。

さて、安全保障問題を考えるに当たって準拠すべき規範は、言うまでもなく、平和主義を高らかにうたい上げている日本国憲法であります。したがって、この憲法から逸脱した総合的安全保障構想なるものは許されるはずがないのであります。そこで、総理の言われる総合的安全保障構想と平和憲法との関係について、総理の御所見を伺いたいのであります。

次に、総合的安全保障を具体的に論議する場を早急に設置することの必要性についてであります。その一つは、国会に安全保障特別委員会の設置をすべきことでもあります。この件については、すでに各党で合意を見たはずであります。その後一向に進展してないのが現状であります。聞くところによると、参議院の自民党が反対しているからだとのうわさもあります。この際、自民党の総裁でもある総理から、この問題についての対処の仕方を伺っておきたいと思っております。二つには、政府部内に設置されている国防会議を解消して、安全保障会議を設置すべきことでもあります。現在の国防会議は、防衛庁設置法に基づき設置されており、検討する内容もいわゆる軍事問題に限られております。その結果、防衛庁サイドに立って作成されたものを追認する機関にと

どまっております。そのため、資源・エネルギー、食糧、科学技術、経済、外交、文化等の幅広い視野と長期的展望に立った総合的安全保障の論議を、政府部内において十分になされていない状況にあります。

そこで、国防会議を解消して安全保障会議を設置すべきであるというわが党の提言について、総理の御見解を承りたいのであります。

ここで、最近の内外情勢を踏まえ、具体的問題についてお尋ねをいたします。

まず、E2Cの予算処理については、衆参両院議長E2Cの予算凍結解除に関しては、凍結解除に関する議長判断を求める条件として政府は何を考えておられるのか。また、政府は捜査終了時点を一応のめどにしているようですが、捜査終了時点に関する具体的判断基準についてもお聞かせ願いたいのであります。

次は、兵器購入のあり方についてであります。巨額な予算を必要とする航空機等の兵器には、ほとんどの場合に汚職等の問題が絡んでおります。この際、兵器の購入及び調達を抜本的に再検討する必要がありますが、この点について、総理の御見解をお伺いしたいのであります。

さらに、アジア及び極東の軍事情勢等でありまして、まず、アジアにおける米ソ軍事バランスについてどのように判断をしているのか、お尋ねをした

いのであります。

この問題について、今日九日、園田外務大臣はブラウン・アメリカ国防長官に対し、アジア・太平洋地域における米国の信頼ある抑止力が必要であると述べたと伝えられております。外務大臣の言われる信頼ある抑止力とはどのようなものを想定しているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、最近では、国後、択捉のソ連軍事基地強化、キエフ型空母ミンスクの極東配備を含むソ連極東艦隊の強化、さらには長距離戦略爆撃機バクファリアの配備等が指摘され、防衛庁初め政府への対応を求めているようでありまして、特に、最近、自衛隊の陸幕長は、極東の軍事情勢の変化に伴って「防衛計画の大綱」を修正する必要がある旨の発言をしております。

そこで、政府として、ソ連の極東における軍事的変化に対応して具体的な処置、たとえば「防衛計画の大綱」を修正する考えがあるのかどうか、さらに、ソ連の軍事力に対抗して、わが国の防衛力を強化する考えがあるのかをお尋ねしたいのであります。

総理は、昨年の自民党総裁選における政見の中で、米中ソ三大国のパワーゲームに巻き込まれずと明言しながら、さきの防衛大学の卒業式では、わが国の防衛力は、真に抑止力たり得るものではなくてはならないと述べております。ところが、この抑止力としての防衛力整備という発想は、必然

的に軍事力の拡大強化の方向に進まざるを得ないのであり、大国のパワーゲームに巻き込まれる危険性の大きいことを憂慮するものであります。

抑止力としての防衛力整備と大国のパワーゲームの関係について、どのような判断を持っておられるのか、お尋ねをいたします。

また、最近では、アメリカ側の要請に基づき、P3C、E2C等の対潜哨戒機を初め、海上自衛隊、航空自衛隊の強化充実が推進されております。今回の防衛二法の内容も、海上、航空両自衛隊の強化にあります。陸上自衛隊は十八万人体制のままで一応の形をとっておりますが、海上及び航空自衛隊に関しては増員の上限をどのように考えておられるのか、これとあわせて、予備自衛官の増員についても、その基準と構想をお聞かせ願いたいのであります。

最後に、在日米軍駐留費の問題についてお尋ねをいたします。

いわゆる日米地位協定第二十四条について、従来、政府は、在日米軍の駐留経費はすべてアメリカ側の負担としていたものであります。ところが、最近、この方針を変更したと言われております。

在日米軍駐留経費のなし崩し的な日本側負担は、地位協定の事実上の変更であります。このことは、今後、労務費の問題だけでなく、さらに基地の管理運営費の面にまで拡大され、日本側の大幅負担を余儀なくされることになるのではないかと

そこで、この際、いわゆる地位協定第二十四条

に関して政府はいかなる解釈をとるのか、改めて明確な御答弁を願いたいと思っております。

以上をもって私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(大平正芳君) 長谷雄幸君登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) 長谷雄幸さんの第一の御質問は、私の防衛問題に対する基本姿勢に関連してでございます。これにつきましては、先ほど梅野さんにお答えしたとおりでございます。別段変わっていないのであります。

それでは防衛力の位置づけをどう考えておるかという御質問でございますが、私は、防衛力も大事でございますけれども、外交力も大事である、経済力も政治力も大事である、文化力も大事であると考えておるわけでございまして、いずれが優先するということには考えていないので、皆大事だと考えております。

平和憲法との関係を総合的安全保障を考える場合にどう考えているかということでございますが、平和憲法では平和主義、民主主義がうたわれておるわけでございまして、軍隊の維持も認められていないわけでございまして、その点は心得た上でわれわれが安全保障の努力に取り組んでおるわけでございまして、御懸念のないようにお願いしたいと思います。

それから、第二に、国会に安全保障の委員会を設置する問題につきましてのお尋ねでございます。私は、国会におきまして安全保障の委員会がで

きまして、安全保障問題につきまして専門的に論議を深められてまいることは望ましいことと考えております。しかし、この委員会を設置するかどうかという問題は国会の問題でございます。国会から出てまいりました御意見は、政府として尊重をしなければならぬと考えております。

それから、国防会議の改組、運営の問題につきましてのお尋ねでございます。

国防会議につきましては、運営につきましては、なお工夫を要する点がないわけではございません。それからまた、その構成につきましても、従来から議論があるところでございまして、そういった点を踏まえた上で、今後とも検討を加えていかなければならぬと考えております。

それから、E2C予算の凍結解除につきましてのお尋ねでございます。

この問題に関連いたしました。いま捜査当局が捜査を進めておる最中でございます。したがって、この捜査の状況を見ながら、捜査の結果を踏まえた上で、両院議長の御意見も伺いましてこの問題についての決着を図りたいと考えております。いま捜査が進行中でございますので、具体的にまだ申し上げる用意はないことを御理解をいただきたいと思います。

それから、兵器購入についての不正防止のための工夫でございますが、これは防衛庁におきましても、価格調査を徹底いたしますとか、あるいは契約書でございますとか誓約書などの提出を求

めるとか、いろいろの工夫をいたしておるようでございます。詳細は防衛庁長官からお聞き取りをいただきたいと思います。

それから、わが国の安全保障がパワーゲーム、米ソ中三大国のパワーゲームにかかわりを持ってはならないという趣旨のことを述べておるが、そういう危険がありはしないかという御懸念でございますが、私は、日本の防衛力は、申し上げておりますように、他国に脅威を与えるようなものであっても困るが、しかし侮りを受けるようなものでもあっても困る、節度のあるものでなければならぬという趣旨のものを申し上げておるゆえんのは、パワーゲームに参加できるような積極性を持ったものであってはならないという警戒的な姿勢を込めたつもりでございます。御理解をいただきたいと思います。

梅野議員のお名前を間違えまして、大変恐縮いたしました。お許しをいただきたいと思います。

(拍手)

〔国務大臣山下元利君登壇〕

○国務大臣(山下元利君) 防衛庁の主要装備品の調達に当たりましては、ただいま総理大臣からも御答弁がございましたが、不正防止を図る観点から、誓約書を提出させる、価格調査の強化を行う、代理店契約書を提出させるなどの措置を講じているところでございまして、今後とも一層適切な調達に努力する方針でございます。

ソ連の極東での軍事力につきましての御質問で

ございましたが、近年におきますところの極東ソ連の軍事力増強には目覚ましいものがありまして、特にキエフ級空母ミンスクあるいはバック

ファイア型爆撃機などの極東配備の動向、ペトナムにおける海空軍基地の使用、国後、択捉両島地域への地上軍の再配備などの問題は、わが国の安全保障に深くかわるものであり、今後の成り行きには十分注目しなければならぬと考えております。しかし、いま直ちに同大綱を見直し、あるいは防衛力の規模を同大綱で定めた以上に強化する必要があるとは考えておりません。われわれといたしましては、現在「防衛計画の大綱」の定めるところによりまして、防衛力の質的向上を期してまいりたいと思っております。

なお、今回の防衛二法では、海上自衛隊、航空自衛隊の定員増をお願いいたしておりますが、これは、艦艇、航空機の就役、建造等に伴い、これらを用用するのに必要な要員を積み上げた結果出されたものでございます。したがって、海上自衛官、航空自衛官の定員についての程度まで増員するか、一概には申し上げかねますが、増員のめどは、「防衛計画の大綱」で示されている編成、主要装備等の具体的整備目標によっておのずから概定されてくるものになると思っております。

最後に、陸上自衛隊の予備自衛官は、後方警備、後方支援、戦闘損耗補充の要員に充当するためのものであります。今回増員を予定しております一千人は、主として後方警備に充てるもので

ございます。(拍手)

〔国務大臣園田直君登壇〕

○国務大臣(園田直君) ブラウン国防長官と私の話は、平和と安全の保障が、軍事力のみならず、政治経済と総合的なものの中に安全と平和があるということ、そういう立場から、わが日本は、わが日本の持つておる政治経済の力を発揮し、アジア及び世界の平和を追求し、独自の努力をしておる、しかし、日本のこの努力の背景、基盤は日米安保条約であり、信頼するに足る抑止力であるという発言をいたしましたわけでありまして、抑止力とは、いかなる国といえども、アジアまたは太平洋地域において、この平和を乱そうとするような行動に出ることを思いとどまらせるに足る力、信頼あるとは、自他ともにこれを認めるものである、というのが私の考え方でございます。

次に、先般お願いいたしました予算の中に、基地の住宅の設置及び労務費の問題がありますが、これはあくまで地位協定の中で行われたものでありまして、解釈はいささかも変わっておりません。今後起こるべき問題についても、この地位協定の枠内において処理する所存でございます。

(拍手)

○議長(瀬尾弘吉君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(瀬尾弘吉君) 本日は、これにて散会いた

します。

午後四時三十分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 大平 正芳君
 外務大臣 園田 直君
 大蔵大臣 金子 一平君
 厚生大臣 橋本龍太郎君
 農林水産大臣 渡辺美智雄君
 通商産業大臣 江崎 真澄君
 運輸大臣 森山 欽司君
 國務大臣 山下 元利君

出席政府委員

防衛庁防衛局長 原 徹君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十四日、大平内閣総理大臣から灘尾議長あて、次の通知書を受領した。

内閣参総第四二号

昭和五十四年四月二十四日

内閣総理大臣 大平 正芳

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

私は、来る四月三十日(月)午後三時羽田空港出発、五月七日(月)午後五時三十分同空港着帰国の予定で、アメリカ合衆国を訪問いたしますので、御通知いたします。

(報告書及び文書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第八条第一項の規定に基づく昭和五十三年度中小企業の動向に関する年次報告
 中小企業基本法第八条第二項の規定に基づく昭和五十四年度において講じようとする中小企業施策についての文書

(理事補欠選任)

一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

法務委員会

理事 中村 正雄君(理事中村正雄君去る三月二十三日委員辞任につきその補欠)

農林水産委員会

理事 馬場 昇君(理事芳賀君去る二十四日理事辞任につきその補欠)

日委員辞任につきその補欠

一、昨二十五日、決算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 森 美秀君(理事森美秀君去る十八日委員辞任につきその補欠)

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 北山 愛郎君 補欠 大原 亨君

大蔵委員

大原 亨君 北山 愛郎君

大久保直彦君 草川 昭三君

高橋 高望君 神田 厚君

神田 厚君 高橋 高望君

草川 昭三君 大久保直彦君

相沢 英之君 渡辺 秀央君

大原 亨君 北山 愛郎君

渡辺 秀央君 相沢 英之君

北山 愛郎君 大原 亨君

大蔵委員

大原 亨君 北山 愛郎君

大久保直彦君 草川 昭三君

高橋 高望君 神田 厚君

神田 厚君 高橋 高望君

草川 昭三君 大久保直彦君

相沢 英之君 渡辺 秀央君

大原 亨君 北山 愛郎君

渡辺 秀央君 相沢 英之君

北山 愛郎君 大原 亨君

渡辺 秀央君 相沢 英之君

北山 愛郎君 大原 亨君

渡辺 秀央君 相沢 英之君

北山 愛郎君 大原 亨君

渡辺 秀央君 相沢 英之君

北山 愛郎君 大原 亨君

渡辺 秀央君 相沢 英之君

北山 愛郎君 大原 亨君

渡辺 秀央君 相沢 英之君

北山 愛郎君 大原 亨君

渡辺 秀央君 相沢 英之君

北山 愛郎君 大原 亨君

渡辺 秀央君 相沢 英之君

北山 愛郎君 大原 亨君

渡辺 秀央君 相沢 英之君

北山 愛郎君 大原 亨君

渡辺 秀央君 相沢 英之君

北山 愛郎君 大原 亨君

渡辺 秀央君 相沢 英之君

北山 愛郎君 大原 亨君

外務委員

塚原 俊平君 宇野 宗佑君

森 喜朗君 河本 敏夫君

上田 卓三君 河上 民雄君

足立 篤郎君 越智 通雄君

宇野 宗佑君 塚原 俊平君

木村 俊夫君 宇野 亨君

倉石 忠雄君 関谷 勝嗣君

河本 敏夫君 森 喜朗君

河上 民雄君 上田 卓三君

木村 俊夫君 鹿野 道彦君

河上 民雄君 島田 琢郎君

中川 嘉美君 野村 光雄君

鹿野 道彦君 木村 俊夫君

島田 琢郎君 河上 民雄君

野村 光雄君 中川 嘉美君

大蔵委員

宇野 宗佑君 越智 伊平君

江藤 隆美君 水平 豊彦君

美濃 政市君 広瀬 秀吉君

越智 伊平君 宇野 宗佑君

水平 豊彦君 江藤 隆美君

広瀬 秀吉君 美濃 政市君

宇野 宗佑君

社会労働委員

辞任 和田 耕作君 補欠 西村 章三君

宇野 宗佑君

越智 伊平君

水平 豊彦君

江藤 隆美君

美濃 政市君

昭和五十四年四月二十六日 衆議院會議録第二十一号 朗読を省略した議長の報告

農林水産委員
西村 章三君
和田 耕作君

辞任

補欠

中尾 栄一君
中村喜四郎君
野村 光雄君
関谷 勝嗣君
塚原 俊平君
中川 嘉美君

商工委員

辞任

補欠

鹿野 道彦君
宮井 泰良君
関谷 勝嗣君
西中 清君
西中 清君
宮井 泰良君

運輸委員

辞任

補欠

河村 勝君
玉置 一弥君
小宮 武喜君
和田 耕作君
和田 耕作君

辞任

補欠

足立 篤郎君
倉石 忠雄君
河本 敏夫君
椎名悦三郎君
廣瀬 正雄君

小宮 武喜君
石川 要三君
大坪健一郎君
玉生 孝久君
玉沢徳一郎君
森 喜朗君
山本悌二郎君

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

(理事補欠選任)

一、昨二十五日、石炭対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 山本悌二郎君(理事稲富稔人君昨二十五日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員
辞任
山本悌二郎君
石炭対策特別委員
辞任

辞任

補欠

辞任

補欠

航空機輸入に関する調査特別委員
辞任

辞任

補欠

(条約提出)

一、去る二十四日、内閣から提出した条約は次のとおりである。
北西太平洋における千九百七十九年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めの件

(議案提出)

一、去る二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出)

最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案(横山利秋君外五名提出)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(西宮弘君外五名提出)

(条約付託)

一、去る二十四日、委員会に付託された条約は次のとおりである。
北西太平洋における千九百七十九年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めの件(条約第一四号)

(議案送付)

一、去る二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
海外経済協力基金法の一部を改正する法律案
元号法案
港湾労働法の一部を改正する法律案
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員上田卓三君提出大和川の水質汚濁防止と流域下水道の整備に関する質問に対する答弁書

大和川の水質汚濁防止と流域下水道の整備に
関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年三月二十二日

提出者 上田 卓三

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

大和川の水質汚濁防止と流域下水道の整備
に関する質問主意書

大和川の水質汚濁防止と流域下水道整備の対策
は、緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 昨年十一月三十日の建設省発表によると、一
九七七年度(昭和五十二年)の全国河川水質調
査で、大阪の大和川がワースト111全国で一番
水質が悪いという不名誉な結果を記録した。

大和川といえは、奈良盆地に端を発し、大阪
河内平野を横断して大阪湾に注ぐ、淀川と並ぶ
大阪の代表的河川である。その流域には大阪

市・堺市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・富田
林市・河内長野市・柏原市・美原町・狭山町・

河南町・太子町・千早赤阪村と八市四町一村、
約百二十万人の住民が生活を営んでおり、大和
川の水質汚濁は、この大阪南部・南河内の住民

の生活に深刻な影響を及ぼしていると考えられ
る。

先に発表された調査結果では、一九七七年度
の大和川の平均BOD(生物化学的酸素要求量)

は10ppmと、大和川中流の環境基準(生活環

境の保全に関する環境基準)のC類型15ppm

(以下)の三倍にも達している。「国民の日常生活
において不快感を生じない限度」とされるE類
型の最低の基準値でもBOD10ppm以下で

あり、大和川のそれは年平均で5ppmも上回
っている。

大阪府の「公害日書(七七年版)」によると、大
和川中流入口の国豊橋でBOD10ppm、下流

遠里小野小橋では20ppm、さらに中流の今井
戸川合流地点では20ppmもの高い数値を示し
ている。これは一級河川としては異常な記録で

ある。

大阪の他の大きな河川、淀川や神崎川、寝屋
川などは環境基準はやや上回っているとはい
え、年々水質は良くなっている。それなのに、

大和川だけは年々悪化の一途をたどっているわ
けである。

そこで建設省に質問する。

建設省は、一級河川である大和川の河川管理
責任者として、大和川の水質汚濁の実情をどう

把握しているのか。水質汚濁の主たる原因は何
であるのか。この点について建設省の見解を明
らかにされたい。

二 大和川の水質汚濁の原因について、七八年十
二月一日付朝日新聞は、(一)流域での新興住宅開

発による生活排水の増大、(二)松原市や堺市など
での養豚による汚物の流入、(三)下水道整備の立

遅れなどを挙げている。

これは大阪府下の主な河川全体について言え
ることだが、一九七六年度の水質汚濁負荷量の現

状値を大阪府の大阪地域公害防止計画によつて
みると、生活排水の割合が大半を占めている。

大和川の場合、生活排水と工場排水その他の割
合をみるとおよそ七対三の比率になっている。

大和川以南の地域では、今後、宅地開発等の
市街地化が急速に進むと予想されているだけ

に、各家庭から出て大和川に流入する生活排水
の量は、さらに大幅に増加するものと思われ
る。これをそのまま放置しておけば、大和川の

水質汚濁は悪化に悪化を重ね、いずれ取り返し
のつかない状態になってしまう。

そこで建設大臣に質問する。

このまま放置しておけば大和川の水質汚濁は
一向に改善されないと思うがどうか。まず、大
和川の水質は改善されるのか、されないのか。

改善されるとすれば、どのような対策によつて
改善することができるのか。建設省としては、
その抜本的な対策についてどう考えているのか、
見解を明らかにされたい。

三 これまでとられてきたいろいろな対策にもか
かわらず、現に大和川の水質は悪化している。水
質汚濁を防止する上で決定的なキメ手は、下水
道を緊急に整備することである。いくら「河川を

美しくしましょう」とキャンペーンしてみても、
市街地が進み、住民の人口が増えれば、そこか
ら生み出される汚物、汚水も当然増えるのであ

つて、その生活の後始末とも言うべき汚水の処
理をしなければ、都市は都市の機能を果たさな
いし、自然環境も破壊されるばかりである。

公害対策基本法は「政府は、環境基準が確保
されるよう、公害防止に関する対策を総合的か
つ有効適切に講ずることに努めなければならない
」として、その施策に排出規制や土地利用規
制などと並んで、「公害防止に関する施設の整
備」をうたつている。この「公害防止に関する施
設」の中には、下水道の諸施設も含まれている
ということは周知の事実である。

また、一九七〇年(昭和四十五年)に改正され
た下水道法は、下水道事業の目的として「公共
用水域の水質の保全に資すること」という条文
をつけ加え、下水道事業に公害防止・環境保全
という考え方をはつきりと位置付けている。

全国で一番水質汚濁が進んでいると言われる
大和川の水質改善のためには、下水道事業を緊
急に進める必要があるということを再度確認し
てもらいたい。見解を明らかにされたい。

四 同時に、下水道は、公害防止というだけでな
く都市計画の上でも、いまや必要不可欠な公共
施設となつている。都市計画法では、「市街化
地域では、最も基礎的な都市施設として、少な
くとも、道路、公園、下水道の三つの都市施設
の計画を定めるもの」と規定されている。
すでに述べたように、大阪南部・大和川流域
は、近年急速に市街地化しつつあるという事情

昭和五十四年四月二十六日 衆議院会議録第二十一号 朗読を省略した議長長の報告

があり、そのことが、大和川の水質汚濁の防止という点からも、南部の都市開発という点からも、下水道事業の進展を緊急の必要事にしていく。

そこで、大和川流域の下水道事業計画の進捗状況について聞きたい。すでに、一九六五年(昭和四十年)から第一次の流域下水道整備五カ年計画が全国的に開始され、現在第四次五カ年が進行中であるが、大和川流域下水道整備計画の進捗状況は、現在どのような段階にきているのか。明らかにされたい。

五 下水道整備という点では、大和川流域の大阪南部は非常に遅れている。大阪府下の各市町村の下水道普及率(=管内人口×100%)を高い順に挙げていくと、

- 1 大阪市 九六・一%
- 2 池田市 九二・一%
- 3 守口市 六五・二%
- 4 豊中市 六〇・五%
- 5 吹田市 五五・二%
- 6 箕面市 四九・一%
- 7 狭山町 四五・七%
- 8 門真市 四二・三%
- 9 交野市 三八・九%
- 10 東大阪市 三五・〇%
- 11 堺市 三四・七%
- 12 枚方市 二九・八%
- 13 富田林市 二七・〇%

- 14 茨木市 二二・四%
 - 15 八尾市 二〇・八%
 - 16 寝屋川市 一七・九%
- の順になつてゐる(一九七八年三月三十一日現在)。

普及率ベスト10に大和川流域で入つてゐるのは、すでに以前から公共下水道整備事業を進めてきた狭山町のみである。松原市、羽曳野市、藤井寺市、柏原市、河内長野市などの流域の主な市町村は軒並み普及率0という状態である。よく大阪では「南北格差」といふことが言われるが、北部の各市では七〇年の万国博を機に、道路や下水道事業など都市計画が急速に進んだが、南部ではこれが非常に遅れている。下水道をひとつとつてみても、それが端的に現われてゐるのではない。

この結果北部の淀川や神崎川では、流域の人口密度が一ヘクタール当たり百人〜二百二十人と大和川流域に比べて人口密度がはるかに高いにもかかわらず、水質の汚濁では大和川よりはるかに低い数値を示している。ちなみに、淀川、神崎川流域の人口密度は、おおむね一ヘクタール当たり百十人で、BODは4~5ppmである。これに対して大和川流域は人口密度の平均が一ヘクタール当たり七十人で、BODは20~30ppmを記録している。

くどいようだが、人口密度が高く、それだけ生活排水も多くて河川の水質汚濁が進んでいる

はずの淀川、神崎川流域で、水質が改善に向かつており、逆に、北部に比べて人口密度が低い大和川流域で水質汚濁が進行しているというのには、どう考えても異常な事態だ。この原因は流域下水道事業の立遅れにある。一説には、自己流量の少ない大和川では下水道整備を進めても、二次処理だけでは水質は良くならない。三次処理まで必要だとの意見すら聞かれる。にもかかわらず二次処理すら進んでいない。

そこで、大和川流域の下水道整備が何故これほど立遅れているのか。何が整備計画遂行上のネックになつてゐるのか、見解を明らかにされたい。

六 大阪府の方に問い合わせても、大和川流域については処理場用地の取得に難行し、都市計画その他の関係調整の上からも、下水道整備事業が遅れてきたということだ。

しかし、一九六五年(昭和四十年)に流域下水道整備計画が開始してから今日まで、五十二年度末現在での事業進捗率をみても、大和川流域はその計画の大きさに比して達成率は極めて低い。

管渠の布設についてみれば、神崎川流域の猪名川で二十・六キロメートル(達成率六九%)、同じ神崎川流域の安威川で十四・七キロメートル(達成率三六・一%)、淀川流域ではやや遅れているもののこれは公共下水道が先行しているため、流域下水道事業は進展してゐなくても

普及率が高い寝屋川北では三十一・五キロメートル(率五六%)、寝屋川南二十二・二キロメートル(率三二・七%)であるのに対し、大和川流域では、西部が二・七キロメートル(率五・三%)とやや進んでいるだけで、全体で三キロメートル(達成率二・六%)という状態である。処理能力についてもほぼ同じことが言える。大和川流域全体では一・一%の達成率しかない。

このような進捗状況の遅れに対応して、五十三年度末までに投下される総事業費の比率も、府全体を一〇〇%として、神崎川流域が四百六十億円で二六%、淀川流域が二百四十億円で三・一%、寝屋川流域が八百億円で四・四%であるのに対し、大和川流域は、全体で二百億円で弱(一〇・九%)とまだまだ事業費が少ない。

ことはひとつ、全国で一番水質の悪いと指摘された大和川流域に重点的に事業費を投下して、下水道整備を急ぐ必要があると思うが、見解を明らかにされたい。

七 事業費が近年大幅に伸びてきているとは言つても、北部地域に比較して、南部大和川流域の事業投下額が少ないということに変わりはない。水質悪化、下水道普及率の低さ等の遅れを取り戻そうと思えば、それに見合うだけの大幅な重点的投資は絶対必要だ。

それに、大和川流域下水道事業のこれまでの実績を少し調べてみると、先程も用地取得難の話が出たが、事業費の大半が用地費とその利子

に食われて、下水道整備事業が南部開発についていけない、後追いついていくという側面もある。

例えば、本年度の大和川流域下水道整備事業費は、補助対象事業のみで約六十九億円だが、そのうち四十七億円が用地費とその利子の返済に食われ、工事費は十八億円余り(うち処理工場建設に九億円、管渠の布設に九億円)に過ぎない。今後、これまでに取得した用地費の残(約三十七億円)、今池処理場用地の未取得分(約七十億円)、狭山処理場の拡張用地分(約四十億円)と、少なくとも約百五十億円もの用地費が見込まれる。これでは、いつたいつたになつたら下水道整備は進むのか。

しかも、今池処理場は五十二年十二月から、当面一日につき四万トンの処理能力を目指して一部建設にやつと着手、狭山処理場は本年度夏に、一日当たり三万トンの供用開始のメドとなつては、その次の計画はまだ立っていない。大井処理場に至つては、五十年にほぼ用地の取得を完了しておきながら、処理施設の建設計画のメドすら立っていない。地元の住民からは「今すぐにも処理場建設するようなことを言つて買上げておきながら、いつになつたら建設するんだ」という批判の声すら上がつてい

る。現在のようないペースで事業を進めるのなら、全体計画の目標に掲げられている処理場九十

二・五万トン(一日当たり)、管渠百十六・五キロメートルを完全に達成するまでに五十年以上もの年月が経つてしまふと思われる。

周知のように、日本の都市開発は民間主導で進み、都市機能の充実に資する公共投資は常に後追い行政を続けてきた。公共投資の中でも小・中学校等の施設の確保が一杯で、下水道事業は後回しにされてきた、という歴史的経過がある。

開発が進んだあとを下水道整備していくと、道路の再舗装や用地買収、住宅密集地への管渠埋設などで時間と費用が著しくかさむ。そういう意味で、下水道整備は先行的な事業着手が必要だ。遅れば遅れるほど手間がかかり、費用も高くなる。早くやればやるほどスムーズにできるわけである。

大和川流域の開発を計画的に進める上でも、下水道事業を一つのモデル・ケースとして早急に進める必要がある。そのことが河川の汚濁について、多かれ少なかれ、大和川と同じような問題に直面している他の河川の水質保全にも、良い意味での刺激を与えるのではないか。

以上のような理由から、大和川流域下水道整備の重点的な事業促進を要求する。

この点について建設省は、大和川流域下水道整備の促進上どのような姿勢で、どのような対策を立てようとしているのか、具体的に見解を明らかにされたい。

現在、一日四万トンの処理能力を目指して建設に着手している今池処理場が完成すれば、西部で約七万人、人口の一三%の処理が可能になる。南部では狭山処理場が供用を今夏に開始すれば、約十万人、二七%の処理ができる。大井処理場が建設されるまでのつなぎとして建設が計画されている放流管が完成すれば、東部で約四万三千人(人口一三%の処理がまかなえる)。

以上、現在建設中のものも含めて、実際に計画が進められている事業が五十五年度末に完了したとしても、流域全体では処理人口が一七%くらいにしかならないわけである。

この第四次五カ年計画の目標を完全に達成してもらふことは勿論だが、それだけでは大阪府を除く府下の普及率を四一%にするという計画目標は達成されないだろう。従つて、現在、まだ計画すら立案されていない大井処理場の建設及び狭山処理場の拡張を早急に行つてもらいたい

い。そのための財政的保障も含めて、建設省として対策を立てるべきだと思うが、見解を明らかにされたい。

財政的に見れば、先に述べた現在計画実施中の事業費だけで約二百億円ではないか。それに、今後の用地費に必要な百五十億円、大井・狭山の両処理場に当面百億円として五百億円も講じればすぐにもできる。今まで遅れていた分を取り返すためには、現在の事業費の二倍や三倍の規模になつても、それぐらいの思い切つた手を打つべきだと思ふが、建設省の前向きな見解を明らかにされたい。

次に、流域下水道整備事業を急ぐためには、それに接続する公共下水道の整備促進のための措置をとる必要がある。

大和川流域関連の公共下水道の整備状況(五十三年度末見込み)をみると、面積処理率で、富田林市の五七%、狭山町の五二%は例外として、他は松原市三・五%、藤井寺市一三・七%、柏原市〇・一%、羽曳野市〇・七%、河内長野市二・七%、美原町〇・六%という状態である。これでは、流域下水道事業を進めたところで、それにつなぐ公共下水道がまだ完成していないという事態を生じさせかねない。

そこで、公共下水道の事業を進める上で何が障害になつていくかという点、やはり財源問題である。大阪府下の自治体は多かれ少なかれ赤字財政に苦しんでいる。

流域下水道事業の場合、処理場建設への国庫補助は事業費の四分の三、管渠が三分の二と比較的優遇されていて、起債も含めた補助対象事業は全体の九〇%以上となつている。

しかし、公共下水道事業の場合には、処理場三分の二、国庫補助、管渠十分の六の補助と、国庫補助の割合が小さく、全国平均では七五%といわれる補助対象事業の割合も、府下の各市の場合約六〇%前後と、各自自治体の単独事業の負担が大きくなつている。

昭和五十三年度の事業費見込みで全事業費に占める国費の割合を計算してみると、松原市が三五・六%、藤井寺市五二・二%、羽曳野市五四・八%、富田林市一八・八%、狭山町三六・九%と大和川流域関連全体の平均で三七・七%という実態である。

こう言えば、いや下水道事業には大幅な起債が認められているので大丈夫だ、という返事が返つてきそうだが、起債はいずれ借金として返済すべき性格のものであり、公共下水道を進めている各自自治体は、起債の累積とその償却にも頭を痛めているのが現状である。

ここは是非とも、公共下水道事業についても流域下水道並みに大幅な国庫補助を行うべきであると思うが、それについて見解を明らかにされたい。

一〇 大和川流域の下水道事業が、大和川流域の水質汚濁の防止という意味からも、大阪南部開

発、一都市計画の推進の上からも、緊急にして重要な課題であると考えられる。

都市計画上からも、道路、住宅、その他の公共施設とのバランスのとれた下水道整備を図るということ、地元でも努力するので、建設省もそれにこたえてもらいたい、それについて見解を明らかにされたい。

昭和五十四年四月二十四日

内閣総理大臣 大平 正芳

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

衆議院議員上田卓三君提出大和川の水質汚濁防止と流域下水道の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員上田卓三君提出大和川の水質汚濁防止と流域下水道の整備に関する質問に対する答弁書

一について
大和川の水質については、昭和三十八年度より水質調査を実施し、その実態の把握に努めているところであるが、大阪府内の大和川水域においてはその環境基準は達成されていない状況である。

また、大和川における水質汚濁の主たる原因は、生活排水であると考えている。

二及び三について

大和川の水質汚濁の主たる原因が生活排水であることから、下水道の整備を図ることが大和川の水質改善の重要な施策であると考えており、このため、大和川流域に係る下水道整備の促進を図る必要があると考えている。

四について

大和川下流域下水道事業の昭和五十三年度までの投資額は百九十七億円である。

現在の進捗よく状況は、終末処理場については、今池処理場及び狭山処理場において処理施設を建設中であり、狭山処理場の処理能力は、昭和五十四年度に日量三万立方メートルとなる予定である。また、管渠については、西除川左岸幹線等の整備を進めている状況である。

五について

大和川下流域下水道については、これまで事業の促進に努めてきたところであるが、処理場の用地取得が難航したこと、処理水の放流先の問題の解決に時間を要したこと、更に、処理場建設工事に際して埋蔵文化財の調査との調整を図る必要が生じたこと等の理由により、事業の進捗が遅れているものである。

六から八までについて

大和川の水質改善に果たす下水道の役割の重要性にかんがみ、事業主体である大阪府等の意向を踏まえて、今後当該地域の下水道整備の促進について配慮してまいりたい。

九について

流域下水道は主として水質汚濁防止の観点から計画される広域的な基幹施設であること等から、国庫補助率及び国庫補助対象率が公共下水道より高率となつているものである。

本年三月末における下水道普及率が、全国平均二十八パーセントと低い状況であることにかんがみ、事業量の拡大が急務であると考えられるので、当面は事業量の確保に努めてまいりたい。

十について

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、河川等公共用水域の水質の保全に資するため、関係住民の理解と協力を得て大和川流域の下水道整備事業が促進されるよう、今後とも配慮してまいりたい。

右答弁する。
(答弁通知書受領)

一、去る二十四日、内閣から、衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖繩県の市町村未買収道路用地(旧つづれ地)に対する国の補償措置に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十四年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十四年二月二十一日

内閣総理大臣 大平 正芳

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律 (アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部改正)

第一条 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律(昭和四十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 前二項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、基金に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

(米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二条 米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により出資することができる金

額のほか、政府は、銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により、出資し、又は協定第四条第一項に規定する特別業務基金に充てるため拠出することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

アフリカ開発基金及び米州開発銀行に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、これらの機関に対する我が国の追加出資に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、アフリカ開発基金及び米州開発銀行に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、両機関に対する我が国の追加出資に関する規定の整備を行うおととするもので、その内容は次のとおりである。

(一) アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、今後同基金に対し、従来の出資額

のほか、予算で定める金額の範囲内において出資することができることとする。

(二) 米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、今後同銀行に対し、従来の出資額のほか、予算で定める金額の範囲内において出資することができることとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近におけるアフリカ開発基金及び米州開発銀行の業務の実情等を勘案し妥当な措置であることを認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和五十四年度一般会計予算算総則第十条に、昭和五十四年度において、アフリカ開発基金に出資し得る金額の限度額は三百七十七億四千九百五十一万円と規定されており、米州開発銀行に出資し得る金額の限度額は二百七十七億五千三百二十五万三千円と規定されている。

昭和五十四年四月二十五日

大蔵委員長 加藤 六月
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

北西太平洋における千九百七十九年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和五十四年四月二十四日

内閣総理大臣 大平 正芳

北西太平洋における千九百七十九年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

北西太平洋における千九百七十九年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における漁業資源の保存及び合理的利用を図るため、昭和五十四年四月二十一日にモスクワで、北西太平洋における千九百七十九年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書に署名した。よつて、この議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

北西太平洋における千九百七十九年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書

昭和五十四年四月二十六日 衆議院會議録第二十一号

北西太平洋における千九百七十九年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續き及び条件に関する議定書の締結について 五七〇

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、

千九百七十八年四月二十一日にモスクワで署名された漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づいて、

次のとおり協定した。

1 この議定書は、千九百七十七年五月二日付けの日本国の漁業水域に関する暫定措置法及び千九百七十六年十二月十日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦沿岸に接続する海域における生物資源の保存及び漁業の規制に関する暫定措置に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会令の諸規定を考慮し、また、ソヴィエト社会主義共和国連邦が千九百七十九年において北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域におけるさけ・ますの漁獲を行わないことを考慮して、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件を定めることを目的とする。

2 北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ますの漁獲に関する手續及び条件は、次のとおりとする。

(1) 東側は東経百七十度の線、南側は北緯四十四度の線並びに西側及び北側はソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の距岸二百海里水域の線をもつて囲まれる水域におけるさけ・ますの漁獲は、禁止される。

(2) 千九百七十九年における北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ます年間総漁獲量四万二千五百トン(三千六百四十万尾)のうち、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における漁獲量は、二万三千五百トン(千八百八十万尾)を超えてはならない。

このうち、しるさけの漁獲量は三百八十万尾を、べにさけの漁獲量は百万尾を、ぎんざけの漁獲量は百二十万尾を超えないものとする。前記のそれぞれの魚種の漁獲量につき、十パーセントの範囲内の増減が許容される。

(3) (2)にいう漁獲量については、千九百七十九年五月一日から同年七月三十一日までの間において漁獲することができ。ただし、東側は東経百七十五度の線、南側は北緯四十四度の線、西側は東経百七十度の線及び北側はアメリカ合衆国の距岸二百海里水域の線をもつて囲まれる水域においては、千九百七十九年五月一日から同年六月十五日までの間において、漁獲が行われるものとする。

(4) 一隻の漁船が海中に浮設する流し網の長さは、十五キロメートルを超えてはならない。ただし、日本国の港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、十キロメートルを超えてはならないものとする。

一隻の漁船が浮設した流し網の網と網との

間隔は、投網直後に計測される。一つの網と最も近い他の網との間隔は、すべての方向において次のとおりとする。

母船に属する漁船については、八キロメートル以上

日本国の港を根拠地とする中型漁船については、六キロメートル以上

日本国の港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、四キロメートル以上

流し網の網目の結節から結節までの長さは、次のとおりとする。

母船に属する漁船については、六十メートル以上

ただし、浮設された流し網の各配列につき、その配列の長さの六十パーセント以上は、六十五ミリメートル以上とする。

日本国の港を根拠地とする漁船については、五十五ミリメートル以上

(6) 各漁船は、日本国の権限のある当局が発給したさけ・ますの漁獲を行う権利に関する許可証又は証明書を船内に保持していなければならない。

(7) 日本国の権限のある当局は、その発給したさけ・ますの漁獲を行う権利に関する許可証又は証明書のつきソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報する。

(8) 日本国の港を根拠地とする中型漁船につい

ては、漁船ごとの漁獲量が定められ、その漁獲量は、(6)にいう許可証又は証明書に掲げられる。

日本国の港を根拠地とする中型漁船につき定められかつソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報された総漁獲量の範囲内で個々の漁船間において漁獲量の再分配が行われる場合には、日本国の権限のある当局は、当該漁船に対し再配分証明書を発給し、かつ、これにつき遅滞なくソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報する。

3 両締約国の政府は、この議定書の規定が1にいう漁獲について遵守されることを確保するため、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域において、次の規定に基づき措置をとる。

(1) この議定書の規定に従いさけ・ますの漁獲を行っている一方の締約国の漁船に、他方の締約国の正当に権限を有する公務員は、この議定書の規定を実施する目的をもつて、裝備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を検査し、及び乗組員に対して質問するため、乗船することができる。当該検査及び質問に当たっては、当該漁船の漁獲活動が被る妨げを最小のものにしなければならない。また、前記の公務員は、その所属する締約国の権限のある機関が発行した身分証明書を提示しなければならない。

(2) 漁船又はその乗組員が、現にこの議定書の

規定に違反して漁獲を行つてゐるとき、又は前記の公務員がその漁船に乗船する前にそのような漁獲を現に行つていたと信ずるに足りる相当の理由があるときは、その公務員は、その漁船を拿捕し、又はその乗組員を逮捕することができる。

前記の場合において、当該公務員の所属する締約国は、できる限り速やかに、前記の漁船又は乗組員の所属する他の締約国にその拿捕又は逮捕を通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が別の場所について合意しない限りその場所でその漁船又は乗組員をその所属する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならない。ただし、前記の通告を受領した締約国が直ちにその引渡しを受け、かつ、その要請を受けた締約国は、前記の漁船又は乗組員を両締約国が相互に合意する条件によりその監視の下に置くことができる。

(3) 前記の漁船又は乗組員の所属する締約国の当局のみが、この3に関連して生ずる事件を裁判し、かつ、これらに対して刑を科する管轄権を有する。違反を証明する調査及び証拠は、違反を裁判する裁判管轄権を有する締約国にできる限り速やかに提供されなければならない。

(4) この議定書の規定に従いさけ、ますの漁獲を行つてゐる漁船の所属する締約国の政府

は、他の締約国の正当に権限を有する公務員が当該漁船に支障なく乗船する機会が与えられることとなるように、及び当該公務員が漁船にある間、当該漁船の乗組員が検査(検査の結果発見された違反を除去するための措置をとることを含む。)の実施について当該公務員に協力するように、適当な措置をとる。

4 この議定書は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百七十九年十二月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百七十九年四月二十一日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

魚本藤吉郎

ソヴェエト社会主義共和国連邦政府のために

V. カールメンツェフ

北西太平洋における千九百七十九年の日本

国のさけ、ますの漁獲の手續及び条件に關

する議定書の締結について承認を求めめるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

我が国とソヴェエト社会主義共和国連邦は、両国の二百海里漁業水域の外側の水域におけるさけ、ます漁業の漁獲手續及びその条件について、交渉を行つてきたが合意に達したので、本年四月二十一日モスクワにおいて本議定書に署名を行つた。

本議定書の主な内容は次のとおりである。

1 一九七九年の日本国のさけ、ます漁獲量は、四万二千五百トンとし、漁期は、一九七九年五月一日から同年七月三十一日までとするが、一部水域については同年六月十五日までとすること。

2 漁船又はその乗組員が議定書に定められた規定に違反した場合には、いずれの国の公務員も当該漁船を拿捕し、当該乗組員を逮捕することができる。

3 前項の拿捕及び逮捕が行われた場合には、当該公務員の所属する締約国は、漁船又は乗組員をそれらの所属する締約国にできる限り速やかに引き渡すこと。

4 裁判管轄権は、漁船又はその乗組員が所属する締約国が有すること。

5 本議定書は、本年十二月三十一日まで効力を有すること。

なお、本議定書は、その承認を通知する外交

上の公文が交換された日に効力を生ずることとなつてゐる。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、両国間の漁業における分野の協力を推進するとともに、北洋におけるさけ、ます漁業の操業を本年も継続し得ることとなるので、妥当な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和五十四年四月二十五日

外務委員長 塩谷 一夫

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年三月三十日

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、ガス事業法(昭和二十九年

法律第五十一号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)と相まつて、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業を行う者の工事の監督に関する義務等を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定ガス消費機器」とは、ガスバーナー付ふろがま、ガス瞬間湯沸器その他のガス事業法第四十条の二第一項に規定する消費機器又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液化石油ガス法」という。)第二条第五項に規定する消費設備に該当する機械又は器具(附属装置を含む。)で構造、使用状況等からみて設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生のおそれが多いと認められるものであつて、政令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定工事」とは、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事(通商産業省令で定める軽微なものを除く。)をいう。

(特定工事の監督)

第三条 特定工事の事業を行う者(以下「特定工事事業者」という。)は、特定工事を施工するとき、特定工事がガス事業法第四十条の四又は液化石油ガス法第三十八条の二の規定に適合することを確保するため、これを、通商産業省令で

定めるところにより、ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者に実地に監督させ、又はその資格を有する特定工事事業者が自ら実地に監督しなければならない。ただし、これらの者が自ら特定工事を行う場合は、この限りでない。

(ガス消費機器設置工事監督者の資格等)

第四条 ガス消費機器設置工事監督者の資格は、次の各号のいずれかとする。

- 一 通商産業大臣又はその指定する者が通商産業省令で定めるところにより行う特定工事に必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者であること。
- 二 液化石油ガス設備士であること。
- 三 通商産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していることにつき通商産業大臣の認定を受けた者であること。

2 前項第一号又は第三号に該当することによりガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者(以下「講習修了資格者等」という。)は、通商産業省令で定める期間ごとに、通商産業大臣又はその指定する者が通商産業省令で定めるところにより行う特定工事に係るガスによる災害の発生の防止に関する講習を受けなければならない。

3 講習修了資格者等は、前項の講習を受けなかつたときは、ガス消費機器設置工事監督者の資

格を失う。

4 講習修了資格者等のガス消費機器設置工事監督者の資格を証する書面(以下「資格証」という。)の様式及び交付、再交付その他の手続に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

5 第一項第一号若しくは第二項の講習若しくは資格証の再交付(通商産業大臣が行う講習又は再交付に限る。)又は第一項第三号の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

(監督者の義務等)

第五条 第三条の規定により特定工事を実地に監督する者は、その監督の職務を誠実に履行しなければならない。

2 特定工事に従事する者は、前項に規定する者が同項の監督の職務を行う上で必要があると認めてする指示に従わなければならない。

3 第三条本文の規定により特定工事を実地に監督し、又は同条ただし書の規定により自ら特定工事を行う者は、その監督の職務を行い、又は自ら特定工事を行うときは、資格証(液化石油ガス設備士にあつては、液化石油ガス設備士免状)を携帯していなければならない。

(表示)

第六条 特定工事事業者は、特定工事を施工したときは、通商産業省令で定めるところにより、当該特定工事に係る特定ガス消費機器の見やすい場所に、氏名又は名称、施工年月日その他の

通商産業省令で定める事項を記載した表示を付さなければならない。

(報告の徴収)

第七条 通商産業大臣は、特定工事に係るガスによる災害の発生を防止のため必要があると認めるときは、特定工事事業者に対し、特定工事の施工に關し、報告をさせることができる。

(経過措置)

第八条 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第九条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

(罰則)

第十条 第三条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十一条 第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたとき

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

第十三条 第六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者は、十万円以下の過料に処する。

第十四条 第五条第三項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条、第四条第二項及び第三項、第五条並びに第七条の規定は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(ガス事業法の一部改正)

2 ガス事業法の一部を次のように改正する。

第四十条の二第二項中「以下」を「附属装置を含む。以下」に改める。

第四十条の五を第四十条の六とし、第四十条の四を第四十条の五とし、第四十条の三の次に次の一条を加える。

(基準適合義務)

第四十条の四 消費機器の設置又は変更の工事は、その消費機器が第四十条の二第二項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにならなければならない。

第五十八条に次の一号を加える。

五 第四十条の四の規定に違反した者

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十八条の四第三項第二号中「若しくは高圧ガス取締法又は」を、「高圧ガス取締法若しくは特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和五十四年法律第 号)若しくは」に改め、「命令」の下に「又はガス事業法第四十条の四」を加え、同条第四項中「若しくは高圧ガス取締法又は」を、「高圧ガス取締法若しくは特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律若しくは」に改め、「命令」の下に「又はガス事業法第四十条の四」を加える。

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、ガスバーナー付ふるがま等多量にガスを消費する特定のガス消費機器の設置工事を、一定の資格を有する者に実地に監督させることにより、当該機器の設置工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

(1) この法律において「特定ガス消費機器」と

は、ガスバーナー付ふるがま、ガス瞬間湯沸器等で構造、使用状況等からみて設置等の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生のおそれが多いと認められるもので、政令で定めるものをいう。

(2) この法律において「特定工事」とは、特定ガス消費機器の設置等の工事をいう。

2 特定工事業業者の義務

特定工事を事業として行う特定工事業業者は、特定工事を施工するときは、ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者に当該特定工事を実地に監督させ、又はその資格を有する特定工事業業者が自ら実地に監督しなければならない。また、特定工事を施工したときは、氏名、施工年月日等を記載した表示を付さなければならない。

3 ガス消費機器設置工事監督者の資格等

(1) ガス消費機器設置工事監督者の資格は、次のいずれかとする。

① 通商産業大臣又はその指定する者が行う特定工事に必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者

② 液化石油ガス設備士

③ 通商産業大臣が①、②と同等以上の知識及び技能を有していると認めたる者

(2) ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者は、一定期間ごとに通商産業大臣又はその指定する者が行う講習を受けなければならない。

ばならず、その講習を受けなかつたときは、ガス消費機器設置工事監督者の資格を失う。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、特定工事に関する監督、講習修了資格者等の義務、監督者の義務等及び報告の徴収等に関する規定については、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

5 その他

報告の徴収、経過措置、罰則等について所要の規定を設ける。

二 議案の可決理由

本案は、ガス消費機器の設置工事を一定の有資格者の監督の下に行わせることにより、ガス消費機器の設置工事の欠陥に係るガスによる災害を防止するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十四年四月二十五日

商工委員長 橋口 隆

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

昭和五十四年四月二十六日 衆議院會議録第二十一号 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 原子爆弾被爆者に対する特別措置に 五七四

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十四年二月十日

内閣総理大臣 大平 正芳

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法(昭和二十八法律第一号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「こゝを」を「超える」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 日本開発銀行による融資に係る利子補給金については、当該融資契約が結ばれた日以後元本三年間据置き十年間半年賦均等償還の条件で当該対象融資の総額を償還するものとする。

第五條第二項中「五・五パーセント」を「二・五パーセント」に、「六パーセント」を「三・六パーセント」に改める。
第十七條第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

附則第四項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 昭和五十年三月三十一日以前に結ばれた外航

船舶建造融資利子補給臨時措置法第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約により支給すべき利子補給金の額の計算については、なお従前の例による。

理由

外航船舶の建造を促進するため、昭和五十四年度以降の三箇年度において、日本開発銀行及び一般金融機関による融資について政府が利子補給契約を結ぶことができるものとし、あわせて利子補給率を結ぶ場合における利子補給率等に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における日本船の国際競争力の著しい低下に伴い、外航海運企業が日本船を建造する意欲を減少し、運航コストの低廉な外国用船へ依存する度合を年々高めつつある実情にかんがみ、我が国外航海運企業による外航船舶の建造を促進するため、利子補給制度の復活、拡充を図り、もつて国際競争力のある日本船の建造体制を改善、強化しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 利子補給金の限度額の計算方法の改正

政府が日本開発銀行と結ぶ利子補給契約において支給することとする利子補給金の総額の限度額の計算における対象融資の償還条件は、当該融資契約が結ばれた日以後元本三年間据置き十年間半年賦均等償還とする。

(二) 利子補給率の改正

利子補給率は、日本開発銀行による融資については当該融資の利率と年利二・五五パーセントとの差の範囲内において、一般金融機関による融資については当該融資契約が結ばれた当時における長期設備資金に係る最優遇金利と年利三・六パーセントとの差の範囲内において定める率とする。

(三) 利子補給契約の締結期限の改正

政府が利子補給契約を結ぶことができる期限は、昭和五十七年三月三十一日とする。

(四) その他

この法律は、公布の日から施行するものとするほか、所要の改正を行うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における日本船の国際競争力の著しい低下に伴い、外国用船へ依存する度合を年々高めつつある実情にかんがみ、我が国外航海運企業による外航船舶の建造を促進し、日本船の維持確保を図るための措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十四年度一般会計予算運輸省所管海運助成費外航船舶建造融資利子補給に必要な経費のうち七億千四百万円が計上されている。右報告する。

昭和五十四年四月二十五日

衆議院議長 灘尾 弘吉殿
運輸委員長 箕輪 登

〔別紙〕

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
我が国外航海運の重要性にかんがみ、政府は次の事項につき、適切な措置を講ずべきである。

- 一 我が国海運企業の国際競争力の強化を図るとともに日本人船員の雇用の拡大に努め、日本船を中核とする商船隊の整備を行うこと。
- 二 国際海運秩序の維持に必要な諸施策を積極的に推進すること。
- 三 今後の新船建造に当たっては、中小造船業の需要の確保を十分配慮すること。

右決議する。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十四年二月十三日

内閣総理大臣 大平 正芳

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「一万六千五百円」を「二万七千円」に、「三万三千円」を「五万四千円」に改める。

第五条第四項中「一万六千五百円」を「一万八千円」に改める。

第五条の二第三項中「八千三百円」を「九千円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十四年八月一日から施行する。

2 昭和五十四年七月以前の月分の特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

理由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当等の額を引き上げようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 特別手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第八條第一項の認定に係る負傷又は疾病の状態にある者に支給する特別手当の額を月額三万三千円から五万四千円に引き上げ、当該状態にない者に支給する特別手当の額を月額一万六千五百円から二万七千円に引き上げること。

2 健康管理手当の額の引上げ

健康管理手当の額を月額一万六千五百円から二万八千円に引き上げること。

3 保健手当の額の引上げ

保健手当の額を月額八千三百円から九千円に引き上げること。

4 この法律は、昭和五十四年八月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当等の額の引上げの措置を講ずることは、時宜に適合するものと認め、なお特別手当等の額を更に引き上げる修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。なお、別紙のとおり附帯決議を付することに

決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和五十四年度一般会計予算(厚生省所管)に原爆被爆者手当交付金として二十五億八千二百九十一万六千円が計上されている。

本修正の結果必要とする経費は、昭和五十四年度一般会計予算(厚生省所管)において原爆被爆者手当交付金が約二十九億七千七百三十三万六千円の増の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して橋本厚生大臣より「異存はない。」旨の意見が述べられた。

昭和五十四年四月二十五日
社会労働委員長 森下 元晴
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第二条第三項中「一万六千五百円」を「^三二万七千円」に、「^六三万三千円」を「^六五万四千円」に改める。

第五条第四項中「一万六千五百円」を「^二一万八千円」に改める。

第五条の二第三項中「八千三百円」を「^{一万}九千円」に改める。

〔別紙〕
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する

法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

原子爆弾被爆者の特殊性にかんがみ、国家補償の精神に基づき被爆者の援護対策について、その制度の改善に対する要望は、ますます強まっている。

しかしながら、被爆者に対する制度の基本的なあり方について、いまだ十分な検討がなされていないことは遺憾にたえない。この際政府は、直ちに専門家による権威ある組織を設け、昭和五十三年三月の最高裁判所の判決の趣旨を踏まえて、一年以内の速やかな時期に被爆者に対する制度に関する基本理念を明確にするとともに、現行二法の再検討を行い、被爆者の援護対策の確立を期するとともに、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めること。

一 各種手当のうち一部のものは、すでに実質的に年金化している実態に着目し、各種手当の額の引上げ、所得制限の撤廃、適用範囲の拡大(地域を含む)等制度の改善に努めること。

一 原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮するとともに、その運営に当たっては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう万全の措置を講ずること。

一 特別手当については、生活保護の収入認定からはすすよう検討すること。
一 原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう制度と運営の改善を検討すること。

昭和五十四年四月二十六日 衆議院會議録第二十一号 林業等振興資金融通暫定措置法案及び同報告書

一 被爆者に対する家庭奉仕員制度を充実するとともに、相談業務の強化を図ること。

一 被爆者の医療費については、全額公費負担とするよう検討することとし、さしあたり国民健康保険の特別調整交付金の増額については十分配慮すること。

一 被爆者の実態調査を今後の被爆者援護施策に十分活用するよう努めるとともに、被爆による被害の実態を明らかにするよう努めること。

一 被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮するとともに、原爆医療調査研究機関相互間の連絡調整を図ること。

一 死没者に弔意を表すための具体的措置について、他との均衡を配慮しつつ検討すること。

林業等振興資金融通暫定措置法案
国会に提出する。

昭和五十四年二月二十日
内閣総理大臣 大平 正芳

林業等振興資金融通暫定措置法案
(目的)

第一条 この法律は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化に対処して、当分の間、林業経営の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化を図るために必要な資金の融通に関する措置を講ずることにより、林業並びに国内産木材の製造業及び卸売業の健全な発展に資することを目的とする。

(基本方針)

第二条 農林水産大臣は、林業経営の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、林業の発展と国内産木材の製造業及び卸売業の発展が密接に関連していること

にかんがみ、造林から木材の生産及び流通に至る各段階の合理化を一体的に推進することを旨として、定めるものとする。

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、財政審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(林業経営改善計画)

第三条 林業を営む者は、林業経営改善計画を作成し、これを当該林業経営改善計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該林業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の林業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 林業経営の現状
- 二 林業経営を改善するためとるべき措置
- 三 前号の措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつたときは、その申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り、同項の認定をするものとする。

- 一 林業経営改善計画に記載された前項第二号の措置が基本方針に即したものであること。
- 二 林業経営改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。
- 三 申請者が林業経営改善計画を達成するためには、次条第一項に規定する資金の貸付けを受けることが必要であること。

4 前三項に規定するもののほか、林業経営改善計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例)
第四条 農林漁業金融公庫(以下「公庫」という。)

が前条第一項の認定を受けた者に対し当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項第二号又は第四号に掲げるものの貸付けを行う場合における貸付け金の償還期限(据置期間を含む。)及び据置期間は、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項第二号に掲げる資金にあつてはそれぞれ四十五年以内及び七年内において公庫が定めるものとする。

2 公庫が行う前項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六條第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「林業等振興資金融通暫定措置法(昭和五十四年法律第 号。以下「暫定措置法」という。)」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「暫定措置法」と、同法第三十六條第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項並びに暫定措置法第四條第一項」とする。

第五条 都道府県知事は、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する次に掲げる者の申請に基づき、その者の作成する国内産木材の生産又は流通の合理化を図るための計画(以下「合理化計画」という。)が適当である旨の認定をすることができる。

- 一 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会
- 二 素材生産業、木材製造業若しくは木材卸売業を営む者又は木材取引のために開設される市場(政令で定めるものに限る。)を開設する者(以下「市場開設者」という。)の組織する団体
- 三 素材生産業、木材製造業若しくは木材卸売業を営む者又は市場開設者

業を営む者又は市場開設者
四 前三号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの
2 合理化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業の経営の現状
- 二 国内産木材の生産又は流通の合理化を図るためにとるべき措置
- 三 前号の措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

3 第一項の認定は、同項の申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り、するものとする。

- 一 合理化計画に記載された前項第二号の措置が基本方針に即したものであること。
- 二 合理化計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。
- 三 申請者がこれを達成する見込みが確実であること。

4 前三項に規定するもののほか、合理化計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(林業信用基金の特例等)

第六条 林業信用基金(以下「基金」という。)は、林業信用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)第二十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するために必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。
- 二 基金に出資している次に掲げる者(その者が口に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつてゐるに掲げる者を含む。)で前条第一項の認定を受けたものが、当該認定に係る同条第二項第二号の措置を実施するの

業を営む者又は市場開設者
四 前三号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの
2 合理化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

に必要な資金を林業信用基金法第二条第二項に規定する融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。

イ 森林組合又は森林組合連合会が木材卸売業者を営む者又は市場開設者(以下「木材卸売業者等」という。)であるもの

ロ 木材卸売業者等(資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。ハにおいて同じ。)が直接又は間接の構成員となつている中小企業等協同組合

ハ 木材卸売業者等

三 前二号の業務に附帯する業務

第七条 基金は、前条第一号の業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 基金は、前条第一号の規定による資金の貸付けに必要な資金の一部に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金を行うことができる。

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前項の規定による基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

4 政府は、予算の範囲内において、基金に対し、前条第一号の業務に要する経費の一部を補助することができる。

5 この法律の規定により基金の業務が行われる場合には、林業信用基金法第六条中「林業者等」とあるのは「林業者等並びに林業等振興資金融通暫定措置法(昭和五十四年法律第 号。以下「暫定措置法」という。)第六条第二号ロ及びハに掲げる者」と、同法第七条第四項中「林業者等」とあるのは「林業者等並びに暫定措置法第六

条第二号ロ及びハに掲げる者」と、同法第八条及び第十二条第二項中「及び林業者等」とあるのは「並びに林業者等並びに暫定措置法第六条第二号ロ及びハに掲げる者」と、同法第三十一条第一項中「決定」とあるのは「決定及び暫定措置法第六条第一号の業務」と、同法第三十九条、第四十条第二項及び第四十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」と、同法第四十五条第一号中「又は第三十六条第一項若しくは第二項ただし書」とあるのは「第三十六條第一項若しくは第二項ただし書又は暫定措置法第七條第二項」と、同法第四十九條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」と、同法第六号中「第二十九條」とあるのは「第二十九條又は暫定措置法第六條」とする。(都道府県の特別会計)

第八条 第六條第一号の規定により基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、その経理を林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第十二條第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

林業をめぐる諸情勢の著しい変化に対処して、当分の間、林業経営の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化を図るために必要な資金の融通に関する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

林業等振興資金融通暫定措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化に

対処して、当分の間、林業経営の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化を進めるために必要な資金の融通に関する措置を講ずることにより、林業並びに国内産木材の製造業及び卸売業の健全な発展を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 農林水産大臣は、林業の発展と国内産木材の製造業及び卸売業が密接に関連していることにかんがみ、造林から木材の生産及び流通に至る各段階の合理化を一体的に推進することを旨として、基本方針を定めること。

(二) 林業を営む者は、林業経営を改善するためにとるべき措置等について林業経営改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとし、この認定を受けた者に対して、農林漁業金融公庫が造林資金又は林道資金の貸付けを行う場合における償還期限及び据置期間について特例を定めること。

(三) 都道府県知事は、森林組合又は素材生産業者、木材製造業者、木材卸売業者の組織する団体等が、国内産木材の生産・流通の合理化を図るために作成した合理化計画を認定することができることとし、この認定を受けた者が合理化を図るために必要とする資金を、低利で供給しようとする都道府県に対し、林業信用基金が資金を貸し付けること。また、林業信用基金は、合理化計画の認定を受けた森林組合、木材卸売業者等でその実施に必要な資金を融資機関から借り入れることにより負担する債務を保証すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における林業をめぐるきびしい諸情勢に対処して、林業経営の改善並びに国内産木材の生産及び流通の合理化を一体的に推進しようとするものであつて、その趣旨は妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。

三 本案施行に要する経費
昭和五十四年度一般会計予算(農林水産省所管)に林業信用基金出資及び助成等に必要経費として、二十八億四千三百六十五万九千円が計上されている。
右報告する。
昭和五十四年四月二十五日
農林水産委員長 佐藤 隆
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

林業等振興資金融通暫定措置法案に対する附帯決議

最近における森林・林業をめぐる諸情勢は、極めて厳しく、このため、国内林業及びその関連産業の生産活動は著しく停滞の度を深めており、このような動きのまま推移すれば、将来の森林資源の整備充実が重大な影響を及ぼすことになる。よつて政府は、今日の事態を深刻に受けとめ、早急に打開策を講ずることが必要であり当面左記の事項の実現に努めるべきである。

記

一 「森林資源に関する基本計画及び林産物の需給に関する長期の見通し」については、海外の森林資源事情及び世界の木材需給動向並びに我が国の自給力等を的確に予測して、長期間我が国森林・林業の指針たり得るよう早急に改定し、これに即して諸施策の整備充実を図ること。

二 木材の需給及び価格の安定による我が国林業の安定的な発展を期するため、木材の価格・需給動向の的確な把握とこれに即した指導の強化等を通じ外材の秩序ある輸入を図ること。なお、外材輸入については数量及び価格に対する調整措置を講ずるよう引き続き検討をすすめること。

三 国内産木材の需要を拡大するため、在来工法による木造住宅の建設の促進等に関する各種施策の充実強化を図ること。

昭和五十四年四月二十六日 衆議院會議録第二十一号 林業等振興資金融通暫定措置法案及び同報告書

五七八

四 本法の運用に当たつては、中小・零細林家及び事業者に十分配慮するとともに、経営改善計画及び合理化計画の認定についても、その手続きの円滑な処理を図るほか、低利融資制度については、資金需要の動向等に応じ所要の資金枠の確保等に努めること。

五 林業者等の資本装備の高度化と林業経営の近代化を促進し、その健全な発展に資するため、制度金融の改善充実を図るとともに、農協等の系統資金の導入についても、円滑に図り得る方途を検討し、その早期実現に努めること。

六 我が国林業の生産性の向上及び生産活動の活性化を図るため、林道網の整備、造林の推進、保育・間伐の適切な実施及び間伐材の有効利用等について助成の強化に努めること。

七 山村地域における林業の担い手を確保するため、計画的な森林施業の実施を主体とし、特用林産物の生産・加工及びその他地域の産業との組合せ等によつて雇用の安定と労働条件の改善に努めるとともに、生活環境の改善など山村地域の振興対策を積極的に進めること。

八 林業労働における振動障害、腰痛等職業病の発生防止並びに治療方法の改善開発及び治療施設の充実について、特段の措置を講ずること。

九 松くい虫の発生状況にかんがみ、特別防除の適切な実施、被害木の伐倒駆除の強化拡充、被害地の樹種の転換、抵抗性品種の導入など地域の実情に即した総合的な松くい虫防除対策を講ずること。

十 国有林野事業については、経営改善を計画的に進めるとともに、民有林の振興に関する助成措置を勘案し、所要の財政措置の拡充に努め、不成績造林地の解消を含む造林内容の充実、林道開設等の生産基盤の着実な整備を図ること。また、国土保全、水資源のかん養、保健休養等森林のもつ公益的機能の発揮に特に努めると。

右決議する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二 一六代
=107